

上越市パートナーシップ制度に関する行政サービス等

	No.	市の制度・サービス	市の制度・サービスの説明等	問い合わせ先		市ホームページのURL
				担当課等	電話番号	
証明書等の提示が【必要】なサービス	1	公営住宅（市営・県営）への入居 （親族として申込が可能）	証明書等の提示により、婚姻と同様の事情にある人としてパートナーの入居が可能となります。なお、証明書等の提示に加えて、所得要件等の入居要件を全て満たすことが必要です。	建築住宅課	025-526-5111	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/kenjuu/lifeguide-471.html
	2	住民票の続柄表記 （パートナーを縁故者と表記）	続柄表記の変更手続きをする際に、証明書等の提示により、同一世帯のパートナーの続柄を「縁故者」として変更することができます。	市民課	025-520-5685	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/shiminka/tennkvo.html
	3	軽自動車税の減免 （障害のあるパートナーなどのために使用する軽自動車対象）	証明書等の提示により申請が可能です。なお、生計同一の確認及びその他の要件を全て満たす必要があります。	税務課	025-520-5649	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/zeimu/lifeguide-tax-minicar-tax.html
	4	市税に係る証明書の申請 （親族として申請が可能）	証明書等の提示により、同一世帯の人の市税に係る証明書を委任状なしで申請することができます。	税務課	025-520-5649	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/zeimu/lifeguide-tax-apply-top.html
	5	保育園の入園申込と給付認定 （保護者として申請が可能）	証明書等の提示により、パートナーが保護者として申込みすることができます。ただし、児童とファミリーシップを宣誓した場合のみ申込可能です。また、パートナーも保育料の算定対象となります。	幼児保育課	025-520-5720	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/hoiku/lifeguide-321.html
	6	保育料減免制度 （保護者として申請が可能）	パートナーが保育料算定の対象となっており、児童とファミリーシップを宣誓した場合は、証明書等の提示により、保護者として申請することができます（減免適用の可否は所得要件によります）。	幼児保育課	025-520-5720	—
	7	犯罪被害者等見舞金支給事業の申請 （配偶者と同様に申請が可能）	犯罪行為により死亡した方の遺族が支給対象となる遺族見舞金（30万円）の申請が可能です。支給対象者として、犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）と定めており、パートナーシップ関係の証明書等の提示により関係を確認することで申請が可能です。	市民安全課	025-520-5661	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/shimin-anzen/hanpi-mimaikin.html
	8	り災証明書（火災）の申請 （親族として申請が可能）	家屋が被災した世帯で、同一世帯かつパートナーシップを宣誓している人は、証明書等の提示より、り災証明書を申請することができます（委任状不要）。	危機管理課	025-520-5665	https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/r6-01-01-earthquake/zeimu060103.html ※能登半島地震対応のため、現在は担当課を税務課として掲載しています。

	No.	市の制度・サービス	市の制度・サービスの説明等	問い合わせ先		市ホームページのURL
				担当課等	電話番号	
証明書等の提示が【不要】なサービス	1	世帯員の住民票取得 (同一世帯員は取得が可能)	パートナーシップ等に関わらず、同一世帯であれば、委任状なしで住民票の取得ができます。	市民課	025-520-5685	https://www.city.ioetsu.niigata.jp/soshiki/shiminka/lifeguide-134.html
	2	保育園の送迎 (保護者と同様に送迎が可能)	パートナーシップ等に関わらず、保護者以外は事前届出により、園の確認を受ければ送迎することができます。なお、証明書等の提示により、関係性の説明が容易になりますので、手続きがスムーズにできます。	幼児保育課	025-520-5720	https://www.city.ioetsu.niigata.jp/soshiki/hoiku/lifeguide-321.html
	3	市立病院及び市立診療所の病状説明、面会及び手術の同意等 (患者本人の申出により面会等が可能)	パートナーシップ等に関わらず、患者本人が申出すれば、病状説明への同席、面会、手術の同意書への署名ができます。また、患者本人の意思確認が困難であり、パートナーが患者のキーパーソン(患者側責任者)であると認められる場合、患者の病状等に関する情報を伝え、治療や手術に関する同意ができます。	地域医療推進課	025-520-5699	—
	4	生活保護制度 (生計同一であれば同一世帯と認定し申請可能)	生活保護は世帯を単位として適用されます。パートナーシップ等に関わらず、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として同一世帯と認定されます。	生活援護課	025-520-5696	https://www.city.ioetsu.niigata.jp/soshiki/engo/lifeguide-fukushi-hogo.html
	5	住居確保給付金制度 (生計同一であれば同一世帯と認定し申請可能)	同一の賃貸借物件に居住している世帯を単位に適用され、パートナーシップ等に関わらず、生計を一にしている者は、原則として同一世帯と認定されます。	生活援護課	025-520-5696	https://www.city.ioetsu.niigata.jp/soshiki/engo/lifeguide-fukushi-hogo-1.html
	6	小中学校の就学援助制度の申請 (保護者として申請が可能)	児童生徒の保護者(生計同一世帯)であれば、パートナーも申請可能です。なお、証明書等の提示により、関係性の説明が容易になりますので、手続きがスムーズにできます。	学校教育課	025-545-9244	https://www.city.ioetsu.niigata.jp/soshiki/i-gaku/lifeguide-513.html
	7	小中学校の特別支援教育就学奨励費制度の申請 (保護者として申請が可能)	児童生徒の保護者(生計同一世帯)であれば、パートナーも申請可能です。なお、証明書等の提示により、関係性の説明が容易になりますので、手続きがスムーズにできます。	学校教育課	025-545-9244	—
	8	放課後児童クラブの利用申請 (保護者として申請が可能)	児童の保護者(生計同一世帯)であれば、パートナーも申請可能です。なお、証明書等の提示により、関係性の説明が容易になりますので、手続きがスムーズにできます。	学校教育課	025-545-9271	https://www.city.ioetsu.niigata.jp/soshiki/i-gaku/lifeguide-329.html
	9	要介護認定の代理申請 (親族として申請が可能)	代理申請が可能な親族としてパートナーも申請可能です。なお、証明書等の提示により、関係性の説明が容易になりますので、手続きがスムーズにできます。	高齢者支援課	025-520-5705	https://www.city.ioetsu.niigata.jp/site/kaigo/nintei.html